2　この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定による承認の申請（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者の旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項に規定する営業所等を設置する際に行われたものに限る。）において当該営業所等の休日として申請された日は、施行日に新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により同項に規定する営業所等の休日として届け出られたものとみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年七月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十八号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項及び第二十五条の二十三第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条の二第一号」を「第五条の二第五号」に改める。

第四条の二第一号ハ中「第五条の二第二号」を「第五条の二第一号」に、「第三号、第五号」を「第二号、第四号」に改める。

第五条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

第十七条の十第七号中「変更」の下に「（第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）」を加える。

附　則

この政令は、令和四年八月二十日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第四十七号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第一項、第十六条（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四十七（信用金庫法第八十九条第五項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）及び第五十三条第一項第八号、信用金庫法第八十七条第一項第六号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第八条第一項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律第七条の二第一項の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年七月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営業所等の設置等の届出等）	（営業所等の設置等の届出等）
第九条　法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第九条**　［同上］
一　営業所（法第十五条第一項に規定する休日又は第十六条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合	［号を加える。］
二　出張所（前号に規定する営業所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合	一　出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合
三・四　［略］	二・三　［同上］
2　［略］	2　［同上］
（休日の承認の申請等）	（休日の承認の申請等）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するものとする。	3　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
（臨時休業の届出等）	（臨時休業の届出等）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］